

石巻市監査委員告示第11号

平成28年5月16日付け石巻市監査委員告示第9号で公表した健康部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成28年6月20日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石 健 第 1 6 5 号
平成 2 8 年 6 月 1 6 日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一 殿
石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成 2 8 年 5 月 1 6 日 付 け 2 7 石 監 第 2 8 号 で 指 摘 が あ っ た こ の こ と に つ い て、地 方 自 治 法（昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号）第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に 基 づ き、次 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 通 知 し ま す。

1 平成 2 4 年 度 の 定 期 監 査 に お い て 指 導 し た に も か か わ ら ず、改 善 が 見 ら れ な い 事 項

監 査 結 果（指 摘 の 内 容）	措 置（改 善・検 討）状 況
健康部介護保険課 【契約事務】 平成 2 6 年 度 の 窓 付 封 筒 印 刷 契 約 に お い て、検 査 調 書 が 作 成 さ れ て い な か っ た の で、契 約 規 則 等 に 基 づ き 検 査 を 行 い、履 行 確 認 を 確 実 に 行 う こ と。	健康部介護保険課 【契約事務】 平成 2 4 年 度 に 監 査 指 導 が あ っ た が、平 成 2 5 年 度・2 6 年 度 と も 検 査 調 書 を 作 成 し な い ま ま 支 払 っ て い ま し た。 今 般 の 指 摘 を 受 け、平 成 2 7 年 度 分 か ら 検 査 調 書 を 作 成 し、支 出 し て い ま す。

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>健康部保険年金課及び介護保険課</p> <p>【文書事務】</p> <p>保険年金課が所掌する後期高齢者医療保険料及び介護保険課が所掌する介護保険料の払い戻しに係る事務において、対象者に対する払い戻しの通知文書（以下「通知文書」という。）と次に掲げる文書を物理的に一体のものとして作成し、対象者へ送付していた。</p> <p>①対象者が還付金を受け取る口座情報を記入する「口座番号等連絡票」</p> <p>②被保険者の死亡に伴う払い戻しの場合に相続人代表者が記載する「申立書」</p> <p>③転出等に伴う払い戻しの場合で被保険者名義以外の口座を指定する場合の「届出書」</p> <p>このような文書の形式のため、対象者が当該文書に必要な事項を記入し、市に返送すると、本来対象者が所持すべき通知文書までもが市に返送され、対象者の手元には残らない状況となっている。</p> <p>ついては、市民の立場に立って、国民健康保険税の還付の場合と同様に上記①から③の文書は通知文書とは別葉として作成し、通知文書は対象者が所持するよう改善すること。</p>	<p>健康部保険年金課及び介護保険課</p> <p>【文書事務】</p> <p>後期高齢者医療保険料及び介護保険料の払い戻しに係る事務において、平成28年6月通知分から、対象者に対する払い戻しの通知文書と市に返送する「口座番号等連絡票（口座番号等記入欄）」「申立書」及び「届出書」を別葉として作成し、対象者に対する払い戻しの通知文書が手元に残るように改善します。</p>
<p>健康部健康推進課</p> <p>【備品管理事務】</p> <p>市（健康部健康推進課）が所有し、医療法人啓仁会（石巻ロイヤル病院）に無償貸与している備品の管理事務において、不適正な事務処理が行われていた。</p>	<p>健康部健康推進課</p> <p>【備品管理事務】</p> <p>今回の事案につきましては、平成19年7月31日に石巻市が医療法人啓仁会に無償貸与とした備品について、会計事務の基本である備品の適正管理に対する意識が薄く、貸与備品の定期的な実態調査が未実</p>

<p>1 今回発覚した事案</p> <p>健康推進課は、今回の監査実施前において、医療法人啓仁会（石巻ロイヤル病院）への貸与備品 545 点 (861,712,094 円) を財務会計システムの備品台帳に登録していた。しかし、その時点で実際に現存していたのは 182 点 (254,283,234 円) のみであり、その他の備品は石巻ロイヤル病院に譲渡済み又は石巻ロイヤル病院によって廃棄済みであった。健康推進課は、このことを正確に把握しておらず、備品の適正な管理がなされていない状態であった。</p> <p>2 背景</p> <p>平成 19 年 3 月 26 日、公立深谷病院企業団（構成市：石巻市及び東松島市）の経営する公立深谷病院の経営移譲について、石巻市、東松島市及び啓仁会は「公立深谷病院の経営移譲に関する協定書」を締結した。</p> <p>平成 19 年 3 月 31 日、企業団が解散し、企業団の財産は石巻市が承継した。</p> <p>平成 19 年 7 月 31 日、石巻市（甲）と啓仁会（乙）は、市有財産の使用貸借契約書を締結し、市が企業団から承継し所有する土地、建物及び器械備品を啓仁会に同年 8 月 1 日から無償貸与した。</p> <p>貸借物件の処分等については、同契約書第 6 条第 3 項において次のとおり規定されている。</p>	<p>施であったこと、また、課内での協議を行わないまま職員が契約条項と異なる取り扱いを行ったことなど、度重なる事務処理のミスが招いたものであります。</p> <p>特に、平成 25 年度において医療法人啓仁会が実施した南館及び西館解体時に、廃棄備品の存在を認識していたにもかかわらず、実態調査を実施しなかったことが大きな要因であります。</p> <p>備品については、平成 28 年 3 月に石巻ロイヤル病院職員立会いのもと、実態調査を実施し、182 品の現有を確認。平成 28 年 4 月 1 日付けで「貸与備品に係る確認書」を取り交わしました。また、併せて備品台帳を整理いたしました。</p> <p>今回の件を受け、今後は指定管理者制度により管理を行っている公共施設の備品を含め、定期的な実態調査を実施するなど、適正な財産管理に努めてまいります。</p> <p>最後に、今回の指摘を受け健康部全体で協議した結果、部内管理職が、財産管理を始めとする公務の重要性を再認識するとともに、部内全職員についても周知を図り、内部統制が有効に機能するよう努めることになりました。</p>
---	--

(修繕義務等)

第6条 (略)

2 (略)

3 乙は、引渡し後の貸借物件について、使用不能等の理由により廃棄その他の処分をしようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとし、当該処分費用を負担するものとする。

3 不適正な事務処理

(1) 備品シールの貼付について

市では、備品管理を適正に行うため、備品の情報を財務会計システムに入力し、個々に備品番号を付番するとともに、同システムから備品番号等が印字された備品シールを出力し、備品に貼付することとしている。

健康推進課（平成19年4月1日から平成20年3月31日までは公立深谷病院企業団整理室）は、企業団から財産を承継後、財務会計システムに備品情報を入力し、平成20年6月17日に備品シールの貼付を石巻ロイヤル病院に依頼した。市の備品なのであるから、本来は石巻ロイヤル病院の職員の立会いの下、健康推進課の職員が貼付をするべきであったにもかかわらず、健康推進課は、備品シールの貼付を石巻ロイヤル病院に任せっぱなしとしてしまい、貼付の確認もしなかったため、結果的に多くの備品がシール未貼付の状態となり、備品管理が徹底されないこととなる一因を作ってしまった

た。

(2) 廃棄処分の通知時期の変更について

前述のとおり、石巻ロイヤル病院が貸借物件を廃棄する場合は、あらかじめ市に通知することが使用貸借契約書で規定されている。

しかし、健康推進課の担当職員は、上司の承諾を得ないまま独断で平成21年1月22日に石巻ロイヤル病院の事務長に対し、電子メールにより「廃棄した実績があった場合、毎年度とりまとめの上、4月末日まで報告くださいますようお願いいたします。」と勝手に契約とは異なる取扱いを指示していた。

このことは、石巻ロイヤル病院に対して、廃棄処分前に市に通知することが不要となったとの誤った認識を持たせることとなったものと思われ、本事案を引き起こす大きな原因となった。

(3) 平成25年3月28日に締結した市有財産譲渡契約について

平成23年の東日本大震災後、石巻ロイヤル病院は老朽化した当時の西館及び南館を解体し、新棟（南棟）を建設することとなり、市は西館、南館、付帯設備一式及び備品一式を石巻ロイヤル病院に譲渡した。

しかしながら、本件契約書には備品一式の明細がなく、どの備品を譲渡するのかが特定されていなかった。したがって、市の財務会計システムにおいて譲渡備品を廃棄処理することもなく、実態としては譲渡したであろう備

品が財務会計システム上では市の備品として登録されたままの状態となった。

譲渡する備品を特定しないまま市有財産譲渡契約書を締結するとは通常では全く考えられない事務処理であり、とても地方自治体が行っている事務執行とは思えない。

なお、病院西館及び南館内にあった備品については、石巻ロイヤル病院により建物の解体とあわせて処分されているものと、解体に係る工事請負契約書などから推定される。

(4) 貸与備品の実態調査を実施しなかったことについて

平成25年度において、前述の西館及び南館の解体さらには手術室の大規模改修に伴い貸与備品が廃棄されることから、平成25年11月、健康推進課の担当職員は実態調査を実施しようとしたとのことであるが、上司（管理職員）の判断で先送りされ最終的には新病棟のオープン後に実施することとなったものと、当時の担当職員から健康推進課が聴取した結果及び当時の文書から推定される。新病棟は平成26年10月1日に運用が開始されたが、この間に健康推進課の担当職員に異動があり、後任の担当職員に実態調査の件が引き継がれず、結果として実態調査が実施されることはなかった。

4 総括意見

全体を通して、担当職員から課長等の管理職員に至るまで、備品管理に対する

認識が極めて甘かったと言わざるを得ない。

市が購入したものではなく、企業団から承継し、石巻ロイヤル病院に貸与したという経緯があったとしても、市の財産である以上適正にその管理を行うことは当然の義務である。本事案を株式会社等の民間企業に置き換えて考えてみると、取締役が企業の資産の保全のためにその責務を果たしていないとして株主代表訴訟を提起され賠償を求められてもおかしくないケースである。ましてや、市は民間企業の所有する備品等の償却資産からは固定資産税を徴収しているのに、市自らが所有する備品の管理をおろそかにしていたのでは話にならないのである。

市では、少なくとも取得価格1件100万円以上の重要物品については、石巻市会計規則（平成17年石巻市規則第50号）第126条の規定により、課長等は毎年3月31日現在の増減及び現在高を4月30日までに会計管理者に報告しなければならず、庁内グループウェア掲示板により毎年4月に会計課長が報告を求めていることから、健康推進課においても毎年この時点において保管する備品について実態を調査し、現在高を正確に把握しなければならなかったのである。そうしていれば、今回のような事態は発生しなかったのである。

また、課長をはじめとする、所属職員を指揮監督又は指導する立場にある管理職員等が、本事案においてその職責を十分に果たさず、内部統制が十分に機能していなかった点についても厳しく指摘せ

ざるを得ない。

石巻市行政組織規則（平成17年石巻市規則第2号）別表第3において、健康部健康推進課の分掌事務として「公立深谷病院企業団の承継事務に関すること。」が掲げられているのであるから、その事務処理状況について課長は常に把握していなければならなかった。本事案においては、担当職員の異動時の事務の引継ぎが十分に行われていなかった面が見受けられるものの、事務引継書は単に職員間で取り交わされるのではなく課長に対し提出されているのであるから、課長はその内容について確認し、たとえ年度の途中にあっても担当職員から業務の状況についての報告を求め、さらに必要に応じて担当職員に対し指導・助言を行うべきであった。

5 むすび

最後に、健康推進課においては、本事案発覚後、休日に実態調査を行うなど迅速かつ真摯に対応に当たったことについては大いに評価するところである。

本事案については、指定管理者に貸与している備品等についても発生し得るものであるから、今後はこのようなことがないように定期的に実態調査を行い適正な財産管理事務に努めるとともに、全ての事務事業において内部統制が有効に機能するよう、体制が整備され、運用が徹底されることを改めて求めるものである。